

令和4年決算特別委員会（農政部審査）開催状況

開催年月日 令和4年1月9日（水）  
 質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員  
 答弁者 農政部長 宮田 大  
 農政部長 鈴木 賢一  
 農政課長 大浦 正和

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>三 道職員の天下り等について</b></p> <p><b>（一）農政部所管幹部職員の再就職状況について</b>                      過去5年間の退職者等の再就職状況について、退職時に農政部在籍だった職員を職位毎にそれぞれ人数をお示しください。</p> <p><b>（二）適用団体と準適用団体について</b>                      2008年度までの「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」では、要綱適用団体とは別にいわゆる「準適用団体」という区分が存在していましたが、2008年度時点での適用団体数と準適用団体数を伺うとともに、昨年度の適用団体数はいくつか伺います。</p> <p><b>（三）関与団体への出資・出損金、補助金等の実績について</b>                      要綱の改正によって、資本金等に占める道の出資金又は出資金の割合、道の交付する補助金等の額等の基準を超えなければ適用団体とはならず、再就職要綱の対象外とされてきました。                      しかし、非適用団体の中には、出資、出捐の状況や補助金等の実績から適用団体とはならずとも道の出資金等が入る団体が少なくありません。                      農政部所管の関与団体において、非適用団体であって道からの出資、出捐を行っている団体、補助金等実績のある団体をそれぞれ明らかにしてください。                      また、過去5年間における農政部所管関与団体への道の出資・出損金、補助金等の実績をそれぞれ明らかにしてください。</p> <p><b>（四）天下りの実績について</b>                      道からの天下りにて適用団体、非適用団体それぞれどれだけ行われているのか、過去5年間における団体名と天下りした道における最終役職名を明らかにしてください。</p>	<p><b>（農政課長）</b>                      再就職の状況についてであります。道では、退職時に課長級以上だった者を公表対象としており、農政部に在籍し平成29年度末から令和3年度末の5年間に退職した職員のうち再就職した者は、部長級3名、次長級14名、課長級22名の合わせて39名となっています。</p> <p><b>（農政課長）</b>                      適用団体数などについてであります。2008年度時点の農政部が所管する適用団体数は3団体、準適用団体数は11団体となっており、昨年度の適用団体数は、1団体となっております。</p> <p><b>（農政課長）</b>                      非適用団体への出資金及び補助金等の実績についてであります。令和2年度については、非適用団体が12団体となっており、そのうち、出資金が1団体、補助金等が6団体の実績となっております。                      また、これらの団体に対する平成28年度から令和2年度の5年間の実績は、出資金については、497万円、868万円、3,553万円、1,471万円、1,138万円となっており、補助金等については、36億2,049万円、35億9,436万円、34億2,024万円、29億255万円、39億2,038万円となっております。                      なお、出資については、平成28年度から令和2年度の5年間の実績はございません。</p> <p><b>（農政課長）</b>                      過去5年間の再就職先と役職名についてあります。適用団体については、一般社団法人北海道軽種馬振興公社に競馬事業室長が再就職しているほか、非適用団体については、一般社団法人北海道てん菜協会に農業大学校長、公益社団法人北海道青果物価格安定基金協会に道総研畜産試験場副場長、一般社団法人北海道農産協会に生産振興局技術普及課首席普及指導員、公益社団法人北海道農産基金協会に競馬事業室長、公益社団法人北海道家畜畜産物衛生指導協会に網走家畜保健衛生所長、公益社団法人北海道畜産物価格安定基金協会に道総研中央農業試験場副場長、株式会社北海道畜産公社に日高振興局産業振興部長、早来食肉衛生検査所長、公益財団法人北海道農業公社に農政部長、農業経営局次長、生産振興局農産振興課園芸担当課長、道総研花野菜技術センター総務部長、北海道農業信用基金協会に農政部長、生産振興局技術支援担当局長が再就職しており、適用団体が1名、非適用団体が14名の合わせて15名となっております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(五) 関与団体への職員派遣について</b> 過去5年間に農政部所管の関与団体のうち、職員派遣を行っている団体名と天下りしている職員がいれば、併せて明らかにしてください。</p> <p><b>(六) 再就職制度の運用について</b> 出資金、出損金、補助金は莫大な金額が入っている一方で、取扱要綱の対象外となるため、何らの規制を受けない状態となっています。 適用団体ではなくとも補助金等が多額に投入され、現役職員も派遣されているにもかかわらず、天下りが指定席のように続けられている実態が明らかになりました。 適用団体では、「団体に再就職する者の給与の基準額」が定められていますが、非適用団体では一切の実態が民間であることを理由にブラックボックス状態となっています。 これで道民に疑念を持たれない再就職制度運用と言えるのか伺います。</p> <p><b>(六) (再) 再就職制度の運用について</b> 透明性を確保の拠り所が北海道職員の再就職に関する取扱要綱ですが、その適用団体が減少の一途をたどり、非適用団体が拡大した中で、透明性が確保されていると、どうして言えるのでしょうか。 少なくとも関与団体に対しての規制を強化するなどの対応は必要ではないか伺います。</p> <p><b>(七) 透明性の確保について</b> 要綱適用団体が縮小し、事実上天下りが野放しとなる団体が拡大しています。 「透明性の確保」が益々後退しています。 非適用団体であっても、農政部長をはじめ少ない幹部職員が要綱に何ら縛られない天下りが続いており、透明性の確保とは言い難いものがあります。 部として透明性の確保に向けた取り組みが重要と考えるが、どう取り組むのか部長の見解を伺います。</p> <p><b>(保 留)</b> 知事への質問として取扱いをお願いいたします。</p>	<p><b>(農政課長)</b> 関与団体への職員派遣についてであります。過去5年間において、職員を派遣している団体は、2団体となっており、そのうち、一般社団法人北海道軽種馬振興公社へは5名、公益財団法人北海道農業公社へは3名派遣しているところです。 なお、いずれの団体も、道を退職した課長級以上の職員が再就職しております。</p> <p><b>(農政部長)</b> 職員の退職管理制度についてでございますが、道では、「北海道職員の退職管理に関する取扱要綱」を定め、道からの出資割合や補助金比率が一定以上あるなど道の財政的関与の度合いが高い団体への再就職にあたっては、在職期間や給与に、一定の制限を設けているところです。 また、平成28年度からは、地方公務員法や条例に基づき、課長級以上の元職員に退職後2年間、再就職状況の届出を義務づけ、それを実名で公表する退職管理制度の運用により、職員の再就職に係る透明性を確保しているところでございます。</p> <p><b>(農政部長)</b> 職員の退職管理制度についてでございますが、課長級以上の元職員に退職後2年間の再就職状況の届出を義務づけ、それを実名公表とする退職管理制度の厳格な運用により、職員の再就職に係る透明性を確保してまいります。</p> <p><b>(農政部長)</b> 職員の再就職に関し透明性の確保についてであります。団体における職員採用や処遇などについては、採用しようとする職員の知識や経験、技術力などの能力や勤務実績などを評価し、団体の自主的な判断により決定されるものと考えております。 道では、地方公務員法の改正などを踏まえ、平成28年度から、罰則のある「現職職員への働きかけの禁止」などを柱とする退職管理制度を運用しているところであり、職員の再就職については、法や条例、要綱に基づく、この退職管理制度を遵守することが基本と考えております。</p>